

株主総会資料などの 電子提供制度がスタートします

弁護士 熊谷 建吾



これまで、株主総会資料については、原則として書面で株主に提供する必要があり、株主の個別の承諾がある場合に限り、書面によらずにメール等で提供することが可能でした。2022年9月1日に施行される改正会社法により、株主総会資料等について電子提供制度が導入されることになりました。

この制度の適用がある場合には、個々の株主の承諾を得ることなく、会社のホームページ等のウェブサイト上に株主総会資料等を掲載するとともに、株主への招集通知時にウェブサイトへのアクセス方法を示すこと(ウェブサイトのアドレスを記載するなど)で足りることとなり、個々の株主に対しても、株主総会資料を送付する必要がなくなりました。

ただし、書面での交付を請求した株主に対しては、

これに応じる必要があります。決算書や事業報告書についても電子提供制度の適用の対象となります。この制度には、印刷や郵送のために生ずる時間や費用を削減できるといったメリットがあります。

この法改正は主に上場会社を想定したものであり、上場会社においては、令和5年3月1日以降に開催される株主総会について電子提供制度の導入が強制されます。非上場会社においても、この制度を導入することは可能であり、そのためには定款変更が必要となります(非上場会社では令和4年9月1日から導入可能です)。

なお、この同制度を採用した場合には、原則として必ず電子提供措置をとらなければならない点にも留意する必要があります。

不動産購入による相続税対策にはリスクがあります

先般報道された「路線価否定適法判決」を紹介します。この事案の概要は次のとおりです。

①A氏は約6億円を超える財産を有していた。

●A氏は、相続税対策として、一部借入により約13.9億円の物件を新たに購入。

●A氏は、節税対策として、孫を養子縁組にした。

●A氏の死亡後、その相続人がこれらの物件の価格を「相続税評価基本通達」に定める評価方法に従って約3.3億円であると申告。

●税務署は、「相続税評価基本通達」に定める評価方法を採用せず、不動産鑑定士による鑑定評価額(約12.7億円)に基づいて課税。

相続税法は、相続財産の評価に関し、「時価による」とのみ定めています。ただし、「時価」といっても、その算定にはいくつもの手法があり、税務署が、恣意的に評価方法を選択できるとすると、納税者間で不公平が生じます。そこで、国税庁は、各種財産ごとの具体的な評価方法として「財産評価基本通達」(以下、基本通達)を定めており、税務署はこれに従って評価するものとされています。ただし、通達はあくまで行政機関における内部ルールであって、納税者を拘束するものではありません。納税者は、基本通達による評価額が時価と乖離していることを理由に裁判等で争うことが可能です。基本通達には、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の

価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」という例外規定をもうけています。

今回の案において税務署は、新たな不動産の購入は租税回避目的によるものであることを理由に、この例外規定を適用しました。

最高裁もこの税務署の決定を適法と判断しました。判旨は次のとおりです。前提として、物の客観的な交換価値(いわば市場価額)を①、基本通達による評価額を②、基本通達によらない評価額③とします。

①相続税法の時価とは①である。

②税務署の採用した評価額が、③(②を超過)であったとしても、①を超過しない限り相続税法に違反することはない。

③ただし、税務署が特定の者についてのみ、②ではなく、③を採用することは、合理的な理由が無い限り平等原則に違反して許されない。

④本件では、②を採用した場合に税負担の公平に著しく反することとなることから、③を採用すべき合理的な理由がある。

今回の最高裁のロジックも理解できなくはないのですが、上述のとおり、相続税法は端的に「時価」によるのみ規定しており、時価とは関わりのない財産の取得経緯・動機といった事情を課税価格の算定において考慮することを同法が許容しているのか?という疑問は残るところです。